

内外知的財産権ニュース

2013年2月

中国における商標類否鑑定制度について

中国においては最近公的機関による商標の類否鑑定制度が設けられております。この概要は次の通りです。

鑑定機関 商標類否の鑑定にあたる公的機関は、国家工商行政管理局の中華商標協会内に設けられた「中企商標鑑定センター」(以下「センター」と略)で、センターに設けられた専門委員会に属する鑑定人数名が請求に応じて鑑定書を作成する。鑑定人は中国社会科学院や諸大学の知的財産・法律の専門家、元商標局審査官、元商標審判官、元裁判官などであり、鑑定依頼人は鑑定を請求するときに鑑定人を選ぶことが可能である。

鑑定の効果 このセンターによる鑑定の結果は法的効果を有しないので、審査官や審判官や裁判官の判断を拘束するものではない。しかし鑑定人はいずれも専門家であるから重要な参考意見として評価される。特に鑑定人が審査官や裁判官のかつての上司である場合には、鑑定結果は審査官や裁判官に対し好ましい心証を与えることが期待できる。

鑑定請求必要資料 請求人商標および相手側商標の詳細（出願、登録の状況、使用状況など）

鑑定請求の条件 請求人は自己の商標を中国において既に出願済もしくは登録済であることが必要である。相手側商標も出願、登録の事実が判明すればそれを示すが、侵害事件の場合などでは相手側商標が未出願、未登録であっても使用の事実が明らかであれば鑑定請求は可能である。

鑑定請求審理の手続 鑑定請求の事実は、類否判断の対象とした相手側商標の所有者や使用者には一切通知されず、鑑定の結果も鑑定依頼者にのみ通知され、相手側には通知されない。従って、当然のことながら相手側には鑑定請求に対し反論する機会は与えられない。

なお鑑定を請求した場合に、提出された資料などを分析して類否判断困難と認定された場合には鑑定依頼が拒絶されることもあり、その場合には下記の Official Fee は還付される。

鑑定所要日数 通常は申請から約1ヶ月で鑑定結果を得ることができる。

鑑定請求所要費用 センター宛 Official Fee : CNY 50,000 (約80万円)  
現地代理人費用 : 約20~30万円 (+弊所費用、ほぼ同額)

鑑定を請求することの得失 商標出願や異議申立の審査段階においては、類否判断の専門家である審査官が商標類否を判断するので、その場合にセンターの鑑定書を提出しても審査官の判断にはあまり影響を与えない可能性がある。

しかし商標審判委員会により審理される審査官の判断を不服とする審判事件、無効審判事件、裁判所により判断される訴訟事件などにおいては、商標の専門家によるセンターの判断は評価され、判断の参考とされる可能性が比較的に高いと思われる。

なお相手側がある係争事件において鑑定書を当方の証拠資料として提出した場合、相手側から、その鑑定が請求人の方的な依頼により作成されたものである、等の反論を受ける虞がある。

\*\*\*\*\*

目下のところ入手した情報の概要は以上の通りですが、ご覧のように中企商標鑑定センターによる鑑定は法的効果を持たないこと、鑑定請求にはかなり高額な費用を要することなどから、極めて重要な審判事件や裁判事件の場合に鑑定請求を考慮されては如何かと存じます。

(出典: Linda Liu 知的財産権事務所書面)